

留学生が新たな入国者管理制度を利用して入国する場合に関する  
よくあるご質問について

Q 1 留学生について、なぜ段階的に人数を絞って入国させるのか。

A 留学生は、在留資格全体の中でも割合が大きいことなどから、特定の在留資格が集中して入国することがないように、入国人数を絞り込んで段階的に受け入れることとしています。

Q 2 留学生を受け入れる場合に誓約書等の承認を受ける業所管省庁はどこになるのか。

A 留学生を受け入れる教育機関が、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の場合は、文部科学省が誓約書等の承認を行うこととなります（日本語教育機関である専修学校、各種学校を含みます。）。  
なお、法務省で告示されている日本語教育機関のうち、専修学校又は各種学校の認可を受けていない機関（株式会社立、個人立等）については、出入国在留管理庁が誓約書等の承認を行います。

Q 3 誓約書等の審査を受けるための手続は、どのように行えばよいのか。

A 11月5日付けで各教育機関に対し、文部科学省及び出入国在留管理庁から今回の制度に関する事務連絡を送付していますので、その内容に沿って手続を行ってください。

Q 4 令和3年の教育機関の選定において「適正校」であることが要件となっているが、「適正校」の通知を受けていない教育機関が受け入れる留学生は、この制度を利用できないのか。

A 「適正校」以外の教育機関については、今後の水際対策等の状況に応じて段階的に受け入れていくこととなりますので、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

Q 5 出入国在留管理庁からは「新規校」である旨の通知を受けているが、「新規校」は、この制度を利用できないのか。

A この制度においては、「新規校」である旨の通知を受けている場合でも、「適正校」である旨の通知を受けたものとしてみなして扱うこととしています。

Q 6 令和3年の選定で「適正校」と認められなかったが、令和2年の選定では「適正校」であった場合には、この制度を利用できるのか。

A 今回の制度では、令和3年の選定において「適正校」である旨の通知を受けたことを要件としていますので、令和2年以前の選定結果は要件の判断対象とはなりません。

Q 7 「適正校」の通知を受けていない教育機関が受け入れる留学生は、いつ入国できるのか。

A 「適正校」以外の教育機関については、今後の水際対策等の状況に応じて段階的に受け入れていくこととなりますので、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

Q 8 在留資格認定証明書の作成日によって本制度が利用できる時期を区分しているが、なぜこのような区分をしているのか。

A 留学生が集中して入国することがないように、段階的に受け入れることとしており、現在も在留資格認定証明書を有効なものとして取り扱っている2020年1月以降の主な入学時期で区分し、海外での入国待機期間が長いものから順次、次のとおり受け付けていくこととしています。

○ 令和3年11月の承認申請対象【～令和2年4月期生】

→2020年1月1日から2020年3月31日まで

○ 令和3年12月の承認申請対象【～令和2年9、10月期生】

→2020年1月1日から2020年9月30日まで

○ 令和4年1月の承認申請対象【～令和3年4月期生】

→2020年1月1日から2021年3月31日

○ 令和4年2月以降の承認申請対象は、実施状況を踏まえて決定します。

Q 9 在留資格認定証明書の作成日によって本制度が利用できる時期を区分しているが、「令和3年11月の利用対象者」とは承認申請日と入国予定日のどちらを基準にすればよいのか。

A 当該月に業所管省庁等（文部科学省又は出入国在留管理庁）に対して承認申請を行うことができる者を利用対象者としています。

Q 10 在留資格認定証明書の交付年月日が古い留学生から段階的に申請ができるとのことだが、最初に交付された在留資格認定証明書の有効期間が経過し、再度在留資格認定証明書が交付された場合はどうなるのか。

A 最初に交付された在留資格認定証明書の交付年月日をもって、本制度の申請を行うことが可能です。

この場合、再交付された在留資格認定証明書の写しの上欄余白部分に、最初に交付された在留資格認定証明書の交付年月日及び申請番号を記載してください。

Q 11 この制度を利用しても、入国する時点で在留資格認定証明書の有効期間が経過してしまうおそれがあるが、在留資格認定証明書の有効期間は延長してもらえるのか。

A 2020年1月1日から2021年3月31日までに交付を受け、かつ、本制度を利用するものとして申請を行い、その承認を受けた場合に限り、在留資格認定証明書の有効期間（現在は2022年1月31日まで）から3か月間（2022年4月30日まで）は有効なものとして取り扱うこととします。

Q 12 留学生の場合、学校種別や個々の学校ごとの受入れ人数枠や優先順位が決まっているのか。

A 大学、専修学校等といった学校種別による受入れ人数枠や優先順位は設けられていません。

また、個々の学校単位での受入れ人数枠や優先順位も設けられていません。

Q 1 3 未入国だが既に学校に入学しており、オンライン等で授業を受けている場合には優先的に入国できるのか。

A 今回の制度において、留学生については、入学手続の有無や現にオンラインで授業を受けているか否かにかかわらず、海外での待機期間の長い者から段階的に受け入れることにしています。

Q 1 4 2022年2月以降にこの制度の申請を行う場合の取扱いはどうなるのか。

A 本制度の実施状況を踏まえ、改めてお知らせいたします。

Q 1 5 入国後の自宅待機期間中における待機施設は、学校が保有している学生寮でも問題ないのか。

A 待機中の留学生が不特定多数の者と接触しないよう原則個室管理ができる場合（バス・トイレを含めて個室管理ができる必要があります。）には、学生寮を利用することは可能です。

Q 1 6 自宅待機期間中は、1人一部屋を確保する必要があるのか。

A 待機期間中は、原則個室管理としており、待機施設においてはバス、トイレも含めて個室管理ができる必要があり、外出はできません。

Q 1 7 受入責任者等による行動管理の下で認められる自宅待機期間中の特定行動については、留学生にも認められるのか。

A 特定行動は、長期間の滞在者が自宅待機期間中に特定行動を行わなければ滞在の目的を達成できない事情があると業所管省庁が認めた場合に限って認められますが、留学生については、一定期間継続して就学等を行うものであり、特定行動が必要な事情は想定されませんので、自宅待機期間中の特定行動は認められません。

Q 1 8 留学生でも、ワクチン接種証明書があれば待機期間が短縮されるのか。

A 留学生については、基本的に14日間の自宅待機が求められますが、指定国・地域での滞在歴がなく、有効なワクチン接種証明書を保持しており、入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査で陰性が判明した場合には、その結果を厚生労働省に届け出ることで自宅待機期間を終了することができます。